

C F P[®]資格審査試験問題集（タックスプランニング） 平成 23 年度第 2 回

（本書籍の下記のページに誤りがありました。お詫びして訂正いたします。）

・ 65 ページ 問題 15（設問 D）

見出し： （誤）事業的規模 （正）青色申告の特典や事業的規模など

解説： 正しくは次のとおり。

3. 誤り。貸倒引当金の必要経費算入については、不動産所得を生ずべき事業を営む者であれば適用を受けることができる（所得税法第 52 条第 1 項）。青色申告者に限られない。なお、事業所得における貸倒引当金の必要経費算入については、青色申告者であれば適用を受けられるものであり、事業的規模による差異はない（所得税法第 52 条第 2 項）。